

◎新潟県告示第36号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年1月4日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟市西区西小針台三丁目、同区松海が丘一丁目、同区真砂二丁目の全部及び同区真砂一丁目の一部の地域